

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年九月十八日

目次

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会総務課)

ページ
一

本号で公布された条例のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第四〇号)

一 「地方自治法」の一部改正により、議員の報酬に関する規定の整備が行われたため、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- 1 岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例
 - 2 岐阜県特別職報酬等審議会条例
 - 3 岐阜県政務調査費の交付に関する条例
 - 4 岐阜県議会議員の報酬の月額の特例に関する条例
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

本則(第五条第二項を除く)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第五条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(岐阜県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第二条 岐阜県特別職報酬等審議会条例(昭和四十年岐阜県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「報酬の額」を「議員報酬の額」に、「当該報酬」を「当該議員報酬」に改める。

(岐阜県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

(岐阜県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成十五年岐阜県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例

「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十年九月十八日印刷
平成二十年九月十八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
発行所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇 円 (送料共) (消費税二、二八六 円 を含む)